

「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和3年12月27日
厚生労働省医政局経済課

今般制定した「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」については、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第2号に該当することから、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しませんでしたので、その旨ご報告します。

「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和3年12月27日
厚生労働省医政局経済課

今般制定した「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」については、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第2号に該当することから、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しませんでしたので、その旨ご報告します。